

# 大阪市長期療養児療育指導実施要領

## 第1 目的

小児慢性特定疾病等の慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童（以下「長期療養児」）について、その疾病及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた適切な相談指導を行い、長期療養児の日常生活における問題や障がいの軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

## 第2 実施主体

実施主体は保健所および各区保健福祉センターとする

## 第3 対象者

大阪市に居住する長期療養児とその養育者

## 第4 実施内容

### 1 相談支援

長期療養児の療養生活状況を把握するとともに家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活に必要な内容について相談指導を行う。

#### (1) 小児慢性特定疾病児等及びその養育者への相談指導

医療機関からの「医療意見書別紙療育指導連絡票」及び養育者が記載した「療養生活に関するおたずね」などにより療育指導の必要性を確認し、必要な場合には相談指導を実施する。

#### (2) その他の相談指導

その他、上記以外において長期療養児及びその養育者から相談があった場合には、相談指導を実施する。

### 2 関係機関との連携

長期療養児については、その性質上、保健、医療、福祉、教育にわたり幅広い関連性を有するものであることから、保健・福祉関係各課、医療機関、学校等との連携を密にし、協力体制のもと相談指導が行えるよう努めるものとする。

### 3 高度な医療的ケア等が必要な長期療養児の退院カンファレンスへの参加及び同行

各区保健福祉センター保健師は、医療機関から医療的ケア等が必要な長期療養児について退院の連絡を受け必要と認めるときは、主治医、看護師、MSW その他の医療機関関係者との退院カンファレンスに参加するものとする。

なお、各区保健福祉センターから依頼があれば、保健所保健師も同行するものとする。

#### 第5 長期療養児の支援記録

長期療養児の相談指導をおこなった場合は、保健師活動支援システムにおいて、長期療養児管理票を作成し、長期療養児記録票にて記録をおこなう。

#### 附則

この要領は平成17年4月1日から実施する。

#### 附則

この要領は平成24年11月1日から適用する。

#### 附則

この要領は平成27年1月1日から適用する。

#### 附則

この要領は令和8年4月1日から適用する。